第３３回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２９年２月２４日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１９名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満
２番（会長代理）	井手　重則	１０番	瀬治山満弘	１７番	金川　勇次
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
６番	欠員	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
７番	欠員	１４番	野邊　俊博	２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　０名

議事録署名委員　　９番　日髙　善次　　１４番　野邊　俊博

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第２１２号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第２１３号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第２１４号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第２１５号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６	議案第２１６号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）
第７	議案第２１７号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について
第８	追加議案第２１８号	農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて

会　長　　ただいまから、第３３回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は１９名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、９番　日髙善次　委員、１４番　野邊俊博　委員にお願いします。

会　長　　審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案の訂正をお願いします。
議案第２１６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、受付番号１番の契約期間につきまして「１０年１ケ月」と記載しておりましたが、正しくは「２０年１ケ月」でありますので訂正をお願いします。併せて、備考欄の終期につきまして「平成３９年２月２８日」と記載しておりましたが、正しくは「平成４９年２月２８日」でありますので、訂正をお願いします。また、備考欄に追加記入をお願いします。今回の利用権設定につきましては、串間市耕作放棄地再生利用対策事業補助金を活用し、復旧後に耕作を行うものでありますが、全額補助を受けるのではなく耕作者である受人には自己負担が生じます。そのため、事業要件として５年間の小作料は無償となっていますので、備考欄に記載されている使用貸借の後ろに「６年目から１０アール当たり１万円の賃貸借」の追加記載をお願いします。

会　長　　説明はお聞きのとおりであります。ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について

会　長　　まず報告、農地法第１８条第６項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局　　農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、報告いたします。
今回の合意解約は２件でございます。内容といたしましては、賃借人の申し出によるものが主な解約の理由となっております。

会　長　　報告はお聞きのとおりでございます。

議案第２１２号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長　次に議案２１２号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。
それでは議案２１２号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第２１２号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番から３番の所有権移転に関する３件であります。
事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、
「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合
「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること
「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合
「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合
「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合
「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、であります。
受付番号３番の受人につきましては、新規就農者でありますので営農計画書での確認を行った結果、問題ないと思われます。今回の許可申請、受付番号１番から３番の３件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。

１１番　議案第２１２号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番と２番の所有権移

１１番	転に関する２件であります。 　受付番号１番については、渡人が高齢で管理できないため売買を行い、受人は規模拡大を図る計画です。受人は水稲を作付けする計画でありますが、申請地周辺は水稲作付地帯であるため、農薬使用方法の違いによる作物への影響はありません。受人は機械保有・労働力・技術面からみて問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況につきましては、本人は１５０日・妻が１５０日・父が１００日従事しているため、問題ないと考えます。 　受付番号２番につきましては、受人が以前から申請地を耕作しているため、渡人がいとこである受人へ無償贈与するものであります。受人は申請農地へ水稲を作付します。また、受人の農業経営は水稲が６４アールと野菜など１４アールを作付けしており、機械作業は地元の農業者へ委託されていますが、労働力・技術面については問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。農業従事状況においても、本人が年間１００日以上の従事日数があり、妹が１００日の従事日数があるため問題ないと考えます。また、申請地の周辺は水稲作付地帯であり、農薬散布・水利調整への参加などへの影響はありません。 　以上、福島地区委員会においては、受付番号１番と２番の所有権移転に関する２件について、慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議よろしくお願いします。
会　長	次に本城地区委員会より、受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１９番	議案第２１２号、農地法第３条の規定による許可申請について、本城地区は受付番号３番の所有権移転に関する１件であります。 　受付番号３番につきましては、渡人は９３歳と高齢で農業経営の規模縮小を行うものであります。受人は平成２８年３月より串間市に移住し、農業経営を行いたく検討していたところ、耕作者を探していた渡人と協議した結果、無償移転を行うことに至ったものです。受人は新規就農者でありますが、今後は渡人の指導を受けながら早期水稲と水田ごぼうを栽培する計画であります。作付に当たっては、栽培基準に沿って実施するとのことであります。農業機械等については、渡人所有の農機具を借りて農作業を行い、従事については渡人の住宅に隣接する家を借りているため、申請農地までの距離も近く、作付予定の作物に必要な農業従事も見込め、効率的な農業経営を行っていけると思います。 　以上、本城地区委員会において、慎重に審議してまいりましたが、受付番号３番の所有権移転に関する１件

１９番	は、農地法第３条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２１２号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２１２号、受付番号１番から３番の３件について決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２１２号、受付番号１番から３番の３件については、許可することに決定します。 **議案第２１３号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について**
会　長	次に議案第２１３号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは議案第２１３号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２１３号、農地法第４条の規定による許可申請は、受付番号１番と２番の２件であります。 農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがある

事務局	と認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番と２番の２件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番と２番の２件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、大東地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１６番	議案第２１３号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、大東地区は受付番号１番の１件でございます。 受付番号１番について、申請地は周囲が山林化し、日照不足で耕作することが困難であることから、申請人の父が植林を行ったものであります。山林の管理に必要な作業として、定期的に下刈り・枝打ち・間伐等を行い、今後も山林として管理していくとのことです。申請地周辺は山林でありますので、土砂流失・その他の崩壊などの災害の発生は考えられません。 以上、大東地区委員会において受付番号１番の１件を慎重審議してまいりましたが、すべてが農地法第４条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に本城地区委員会より、受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１９番	議案第２１３号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、本城地区は受付番号２番の山林への転用による１件でございます。 受付番号２番については、申請人が高齢であることや周囲が山林化していたため、獣害による被害も多く作物も栽培ができないことから、無断で植林を行ったとのことでありました。今後も山林として管理していくため、枝打ち・間伐などの作業を南那珂森林組合へ委託しているとのことであります。また、申請地の周辺は山

１９番	林であるため、土砂流失など災害発生の恐れはありません。 　以上、本城地区委員会において受付番号２番の１件について慎重審議してまいりましたが、農地法第４条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより議案第２１３号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第２１３号、受付番号１番から２番の２件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２１３号、受付番号１番から２番の２件は許可相当とし、受付番号２番は県常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号１番は意見を付して県へ進達いたします。 **議案第２１４号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について**
会　長	次に議案第２１４号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは議案第２１４号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２１４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請は、受付番号１番から３番の所有権に関する３件であります 農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

事務局	「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番と２番の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法８条第１項第１号に規定されている、「第一種住居地域」に該当するため「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号３番の申請農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から３番の３件につきましては、許可要件のすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。まず、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
１１番	議案第２１４号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から２番の２件でございます。 受付番号１番について、受人は妻とともに実家に居住しているが手狭であり、駐車場も不足することから実家に隣接する申請地に、個人住宅を建築するものであります。申請地の東側には道路、北側は宅地であり、隣接する農地はありません。また、生活排水は合併浄化槽を通じて市道側溝へ流し、境界についてもブロック積みを行うため、土砂流失等の問題もありません。 受付番号２番について、申請人は南郷町へ居住しているが、老朽化が進み建て替えが必要なため、地元である串間市に永住したく、申請地に個人住宅を建築する申請であります。申請地の東と西側は宅地でありますが、北側は農地があるため、農地への影響を考慮しブロック積みを行うことから、土砂流失などの恐れはありません。また、家庭排水は申請地の南側にある市道の側溝へ流し、境界も明確であるため何も問題ありません。 以上、福島地区委員会において受付番号１番から３番の３件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許

１１番	可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に大東地区委員会より、受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１６番	議案第２１４号、農地法第５条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号３番の１件でございます。 受付番号３番について、申請人は市外に居住しているため耕作が困難であることから、現在は原野化している申請地の売買を行う申請でございます。申請地の周辺は山林に囲まれていることから耕作不便であるため、受人は山林として管理していくとのことです。受人は植林後、定期的に下刈り・枝打ち・間伐等の作業を行いますが、周囲と同じく植林を行うため、土砂流失・崩壊などの災害発生の恐れは考えられません。 以上、大東地区委員会において受付番号３番の１件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２１４号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２１４号、受付番号１番から３番の３件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２１４号、受付番号１番から３番の３件は許可相当とし、意見を付して県へ進達します。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局	平成２９年２月分につきましては、串間市長より平成２９年２月１７日付、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。 内容につきましては、議案第２１５号・所有権移転が１件・面積が９９１㎡、議案第２１６号・受人が一般農業者である利用権設定が４件・面積が６，３３２㎡であります。
会　長	それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。
	議案第２１５号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転
会　長	議案第２１５号は、農用地利用集積計画の所有権移転分についてであります。 それでは議案第２１５号、受付番号１番の１件を議題といたしまして審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２１５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号１番の１件であります。 「農用地利用集積計画承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること 第２号イ）　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること 第２号ロ）　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、受付番号１番の１件について、福島地区委員会より調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１１番	議案第２１５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、福島地区は受付番号１番の１件でございます。 受付番号１番の１件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想

１１番	に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件において該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより議案第２１５号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２１５号、受付番号１番の１件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２１５号、受付番号１番の１件を承認して市へ通知します。
	議案第２１６号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分
会　長	次に議案第２１６号は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分についてであります。 それでは議案第２１６号、受付番号１番から４番の４件を議題といたしまして、審議を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第２１６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分は受付番号１番から４番の４件であります。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番から４番の４件は、先ほど議案第２１５号で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。ま

会　長	ず、本城地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１９番	議案第２１６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、本城地区は受付番号１番の１件であります 受付番号１番については「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、担当地区委員より報告を受け、本城地区委員会において慎重に審議してまいりましたが、受付番号１番の１件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に福島地区委員会より、受付番号２番から４番の３件の説明をお願いします。
１１番	議案第２１６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分権移転分、福島地区は受付番号２番から４番の３件であります。 この３件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業常時従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号２番から４番の３件は該当要件をすべて満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから議案第２１６号、受付番号１番から４番の４件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２１６号、受付番号１番から４番の４件について承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

会　長	異議なしということでありますので、議案第２１６号、受付番号１番から４番の４件を承認して市へ通知します。 暫時休憩いたします。 （　農業振興課　入室　）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 **議案第２１７号：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について**
会　長	それでは議案第２１７号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について議題といたします。まず、農業振興課からの説明を求めます。
農業振興課	議案第２１７号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について、ご説明いたします。 まず、基本構想についてご説明いたします。市町村が当該地域において育成すべき、効率的かつ安定的な農業経営の指標及びこれらの農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標などについて定める総合的な計画として、農業経営基盤強化促進法第６条に規定されています。簡単に申し上げますと、育成すべき認定農業者や認定新規就農者を、どの農業者が認定農業者等に位置づけられるかを明確にし、また、認定農業者等に農地集積を図っていこうという計画となっています。また、担い手である認定農業者等の育成・確保と、農地利用集積の推進を図かることを目的としております。 次に、基本方針として、これは都道府県が定めるものになります。宮崎県では平成２８年１０月に見直されております。その県の基本方針を踏まえて、串間市の実情に照らし合わせて作るものが基本構想であり、串間市が策定します。今回は大きく３項目について、見直しの検討を行ったところでございます。まず、一つ目が「農業経営改善計画認定制度」でありますが、こちらが認定農業者制度の認定基準となる、目標とすべき農業所得目標や年間労働時間目標の見直しを行うこととしています。二つ目に、「農業経営基盤強化促進事業」として、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業などを定めて、農地の集積を図る内容となっています。その中で、担い手への農地集積シェア目標の見直しを行うこととしています。三つ目が「青年等就農計画認定制度」として、認定新規就農者の認定に係る内容となっています。その認定新規就農者の農業所得目標や年間労働時間目標の見直しを行うこととしています。 それでは、認定農業者に関する農業所得目標と年間労働時間目標の見直しを説明します。まず、農業所得目標については、現状として認定農業者の５年間の認定計画書の作成を行う際に、５３０万円とする所得目標の

農業振興課	計画を作成していただいていますが、こちらの見直しを行ったところです。内容としては、他産業並みの農業所得として目標設定するということで、まず、主たる従事者１名当たりを算出しております。それに使用しますのが、宮崎県における平均的な勤労者の生涯所得１億８４６５万４千円、宮崎県の１人当たりの県民所得の３年平均とする２３２万４千円、串間市の１人当たりの市民所得の３年平均とする１７６万２千円の数字を、県基本方針の数式に照らし合わせたところ、主たる従事者１人当たりの農業所得が３５０万となったところです。さらに、補助的家族従事者の所得として、こちらが配偶者の方の所得計算になりますが、こちらをパート労働者平均時給８９８円に２千時間をかけまして１８０万円となりましたので、先ほどの３５０万円と合計したところ、現状と変わらず５３０万円の所得目標であったことから、変更なしとしたところです。 　続きまして、年間労働時間目標として、現状２千時間から変更なしとなったところです。こちらも他産業並みの年間労働時間として目標設定をしておりますが、資料として「みやざきの賃金・労働時間・雇用の動き」の統計データを根拠とし算出したところ、１日当たりの労働時間として、事業所規模５名以上で１７２．８時間の数値を活用し、その数字に１２カ月をかけて出した数値が約２千時間となりましたので、変更なしとしたところです。 　続きまして、認定新規就農者として農業所得目標と年間労働時間目標を設定しております。まず、農業所得目標として、現状と変更なしの３００万円としていますが、これは青年就農給付金の給付要件である２５０万円を参考に、農業所得目標を設定しております。世帯主を２５０万円、配偶者を５０万円、合計３００万円の目標としております。年間労働時間目標につきましても、認定農業者と同様の２千時間で変更なしとしております。 　続きまして、農業経営基盤強化促進事業としての目標値になりますが、認定農業者等が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標としております。シェア目標として、現状の７５パーセントから変更を行いまして、８０パーセントに設定を変更したいと思っています。目標設定の根拠として、国において担い手への農地集積目標を８０パーセントとしていることから、本市においても同様の目標に設定とするため、８０パーセントに変更するものでございます。ご審議方よろしくお願いします.
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 　ただいま担当課から説明があったとおり、大きく変わるところは担い手への農地集積率が、改正農業委員会法に追加された農地利用の最適化業務である担い手への農地集積率を８０パーセントとしたため、市も８０パーセントに変更するということでご理解いただいて、全体的には認定農業者等の所得目標や年間労働時間目標は変更がないということであります。 　それではただいまの説明に対し質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）

会　長　ないようですので担当課の退席を求めます。
暫時休憩します

（　農業振興課　退室　）

会　長　休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは議案第２１７号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見聴取についてお諮りいたします。先ほど担当課から説明があった内容で、見直しを行うことにご異議ありませんか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第２１７号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見聴取について、妥当であると意見を付して市へ通知します。
暫時休憩します。

会　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議案第２１８号：農業委員会事務局職員の異動に伴う任命の取扱いについて

会　長　ただいま、事務局より追加議案が提出されましたので、審議を行いたいと思います。
それでは追加議案第２１８号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取扱いについて議案といたします。まず、事務局の説明を求めます。

事務局　追加議案第２１８号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任命の取扱いについてご説明いたします。
毎年、追加議案として提出していますが、農業委員会事務局職員につきましては、農業委員会等に関する法律第２６条第３項におきまして、職員は農業委員会が任免すると規定されています。しかし、市長部局より職員の異動に関する協議があった場合には、日程的に農業委員会が臨時総会を開催し、任免及び辞令交付を行うことは困難であることから、農業委員会事務局職員の異動の協議がある場合には、その任免を会長に一任していただきたいということで、今回追加議案をお願いするものです。
また、内容につきましては、平成２９年３月１日から平成３０年２月２８日の１年間、この期間におきまして会長にその任免を一任していただき、その後、会長が総会で報告をするということを提案させていただきます。ご審議方よろしくお願いします。

会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから議案第２１８号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任命の取扱いについて質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第２１８号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について、市当局より事務局職員の異動に関する協議が、平成２９年３月１日から平成３０年２月２８日の期間になされ場合、会長職に任免を一任することを、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第２１８号、農業委員会事務局職員の異動に伴う任命の取扱いについては、会長職に任免を一任することに決定いたします。
会　長	以上で議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。 暫時休憩します。